

大泉保育福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、児童福祉法第18条の4に規定する保育士並びに社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は大泉保育福祉専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を群馬県邑楽郡大泉町日の出56番2号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、必要に応じて、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	区分	修業年限	入学定員	総定員	学級	備考
保育専門課程	保育科	1部	2年	100名	200名	4	昼間200名
社会福祉専門課程	福祉科	1部	2年	40名	80名	2	昼間80名

ただし、休学の期間を除き4年を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 保育専門課程及び社会福祉専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏季休業 7月28日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(5) 春季休業 3月25日から3月31日まで

2 学校長が必要と認めた時は、前項の規定にかかわらず休業日に授業若しくは実習を行い、又臨時に休業日を設けることができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は別表I及びIIのとおりとする。

2 別表I及びIIに定める授業の1単位時間は、45分とし、卒業までに履修させる授業時間数は、保育専門課程、社会福祉専門課程ともに1,800時間以上とする。

3 本校の課程を修了するためには2年以上在学し、所定の単位を修得しなければならない。ただし、休学の期間を除く。

4 児童厚生二級指導員の資格を取得しようとする者は、児童厚生員養成課程指定科目を履修し、所定単位数を修得しなければならない。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 第8条第1項に規定する授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、教養科目として設置する保育の英語、保育のポルトガル語、PC操作の基礎については、履修時間内及び教室外を合わせて45時間とし、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習及び実技については、実験室、実習場等における2時間の実験・実習及び実技に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。ただし、保育科の保育所実習、施設実習、選択実習、福祉科の介護実習Ⅰ-1、介護実習Ⅰ-2、介護実習Ⅱ-1及び介護実習Ⅱ-2については、45時間の授業をもって1単位とし、教育実習については40時間の授業をもって1単位とする。
- 2 任意開設科目として設置する通信授業及び面接授業の単位の基準は次の通りとする。
- (1) 通信授業における1単位については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
 - (2) 面接授業における1単位については、履修時間内及び教室外を合わせて45時間とし、講義・演習については15時間の授業をもって1単位とする。

(授業時間数の配分)

第10条 第8条第1項に規定する授業時間数は学年、学期、週に配分して学校長が時間割を定める。ただし、1年間の授業時間数は定期試験期間を含め34週を下回らないようにする。

(既習得単位の認定)

第11条 学生が大学、短期大学及び専修学校において履修した科目について修得した単位を、本校の授業科目を履修したとみなすことができる。

- 2 前項に定める授業科目を履修したとみなす授業時数は、本校の課程修了に必要な総単位数の2分の1を超えないものとする。
- 3 その他既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

(履修科目読み替え)

第12条 カリキュラム変更等により、教科目の改廃があった場合、別に定める規定により読み替え教科目を設定し、その教科目の履修により当該教科を履修したとみなすことができる。

(始業及び終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

	1部	曜日
始業	9時10分	月～土
終業	16時10分	

(教職員組織)

第14条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教員

保育専門課程	社会福祉専門課程	計
20名以上	8名以上	28名以上

(3) 事務職員 5名以上

(4) 学校医 1名

- 2 学校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 3 教員は学生の教育をつかさどり、校務を分掌する。
- 4 学校医は職員及び学生の身体検査及びその健康管理にあたる。
- 5 事務職員は学校長の命を受けて事務を処理する。

(運営委員会)

第15条 学校長及び教職員の一部をもって運営委員会を組織する。運営委員会は学校長が議長となり、次の事項を協議する。

- (1) 学生の指導に関する事。
- (2) 学術の研究並びに教育の向上に関する事。
- (3) 教育上必要な施設設備に関する事。
- (4) 学習の評価、課程修了の認定に関する事。
- (5) 学生の進退賞罰に関する事。
- (6) その他必要と認める事。

第4章 学習の評価及び課程修了の認定

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、定期試験、提出物の内容、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が別表Ⅰ及びⅡに定める授業時数の3分の2（保育実習及び介護実習については5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(課程修了の認定)

第17条 第16条に定める授業科目の成績評価に基づき、学校長が課程修了の認定を行う。

- 2 保育科は、本校に2年以上在学し、第8条第1項に定める科目、単位を修得し、本校の課程を修了したと認めた者に対して、学校長は卒業証書を授与する。
- 3 福祉科は、本校に2年以上在籍し、第8条第1項に定める科目、単位を修得し、本校の課程を修了したと認めた者に対して、学校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第18条 前条により、保育専門課程保育科を修了した者には、専門士（保育専門課程）の称号を授与する。

2 前条により、社会福祉専門課程福祉科を修了した者には、専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。

第5章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学時期)

第19条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第20条 本校に入学を願ひ出ることのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある

と認めた者で、18歳に達したもの

(入学手続)

第21条 入学を願ひ出る者は、本校所定の入学願書に次の書類などを添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 高等学校の卒業証明書（又はこれに代わるもの）及び成績証明書
- (2) 写真（提出期限前3カ月以内に撮影した上半身、正面のもの）
- (3) 受験料

第22条 入学は、入学を願ひ出た者につき学力、人物及び身体について選考のうえ許可する。

第23条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

(転入学)

第24条 転入学（編入学を含む。）は認めない。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を記入して保証人連署のうえ学校長に願ひ出なければならない。

(休学)

第26条 病気その他の理由で1カ月以上就学することができない者は、その事由を記入して保証人連署のうえ、学校長に休学を願ひ出なければならない。ただし、休学の期間は2年を超えることはできない。

(復学)

第27条 休学期間中に、休学の事由がなくなったときは、学校長の許可を受けて復学することができる。

(再入学)

第28条 正当な理由で退学した者及び除籍者が再入学を希望したときは、選考のうえ許可することができる。

2 再入学に関する事項は、別に定める。

(褒賞)

第29条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

第30条 学生としてその善行が表彰するに値すると認めたときは、運営委員会の議を経て学校長が褒賞することができる。

(懲戒)

第31条 学校長は教育に必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対してのみこれを行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で修了の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が正常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 科目履修生及び特別科目履修生

(科目等履修生)

第32条 本校において開設する授業科目に関し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申告があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として、当該科目の履修を許可することが出来る。

2 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別科目等履修生)

第33条 本校において開設する授業科目に関し、本校の学生が特別な事情により特定の科目について履修申請を行い、本校の教育に支障がないと校長が認めた場合に限り、当該科目の履修をすることができる。

2 特別科目等履修生に関する事項は別に定める。

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第34条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(1) 保育科

種 別	金 額 (円)	
	保育士コース	保育士・幼稚園 教諭コース
受 験 料	20,000	20,000
入 学 金	140,000	140,000
授 業 料	540,000	790,000
設 備 費	110,000	110,000
実 習 費	50,000	50,000
計	860,000	1,110,000

(2) 福祉科

種 別	金 額 (円)
受 験 料	20,000
入 学 金	140,000
授 業 料	520,000
設 備 費	110,000
実 習 費	50,000
計	840,000

2 前項の規定にかかわらず、群馬県が実施する離職者等再就職訓練事業（職業訓練等業務委託）については、本人からの入学金、授業料等の徴収はせず、群馬県からの委託費を充てる。

第35条 前条に規定する授業料等は、それぞれ所定の期日までに納付しなければならない。

2 授業料は前期、後期の分納を認める。

3 入学金を納めない者は、入学許可を取消すものとする。

4 前条に規定する授業料等以外に学生から徴収する実費費用等は別に定める。

第36条 一旦納入した受験料及び入学金はどのような場合でも返還しない。

第37条 休学が学期全期間に及ぶ場合は、その期についての授業料を徴収しない。

2 休学・退学しようとする者については、休学・退学の日の属する期の授業料は納めなければならない。

(除籍)

第38条 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者は除籍することができる。

第8章 寄宿舍等

(寄宿舍)

第39条 本校は寄宿舍としてレジデンス第一、レジデンス東棟を設置する。なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

(健康診断)

第40条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育

(附帯教育)

第41条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

科名	修業期間	総定員	時間数・単位	備考
実務者研修通信課程	6ヶ月	160名	450時間	通信教育及びスクーリング
喀痰吸引等研修会	6ヶ月	60名	32時間	週2回授業及び実地研修
保育士資格特例通信課程	6ヶ月	50名	8単位	通信教育及びスクーリング

2 附帯教育に関する納付金、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章 学校評価

(学校評価)

第42条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(施行細則)

第43条 この学則の施行について必要な細則は、別に定める。

(規定の改廃)

第44条 この規定の改廃、あるいは追加については、運営委員会の同意を得、理事会の承認を経て行う。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、第34条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 I 保育専門課程

令和2・3年度入学生

教養科目

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数
教養科目	体 育 講 義	講義	必	1
	体 育 実 技	実技	必	1
	保 育 の 英 語	演習	選	2
	保 育 の ポルトガル語	演習	選	2
	人 間 学	講義	選	2
	基 礎 教 養	講義	選	2
	心 理 学	講義	選	2
	P C 操 作 の 基 礎	演習	選	2
	文 章 表 現	講義	選	2
憲 法	講義	選	2	
小 計				18

このうち6単位以上を選

告示別表1による教科目

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数	
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	講義	必	2	
	教 育 原 理	講義	必	2	
	子 ども 家 庭 福 祉	講義	必	2	
	社 会 福 祉	講義	必	2	
	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	必	2	
	社 会 的 養 護 I	講義	必	2	
	保 育 者 論	講義	必	2	
保育の対象の理解に関する科目	保 育 の 心 理 学	講義	必	2	
	子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学	講義	必	2	
	子 ども の 理 解 と 援 助	演習	必	1	
	子 ども の 保 健	講義	必	2	
	子 ども の 食 と 栄 養	演習	必	2	
保育の内容・方法に関する科目	保 育 の 計 画 と 評 価	講義	必	2	
	保 育 内 容 総 論 I	演習	必	1	
	健 康	演習	必	1	
	人 間 関 係	演習	必	1	
	環 境	演習	必	1	
	言 葉	演習	必	1	
	表 現	演習	必	1	
	身 体 表 現 I	演習	必	1	
	音 楽 表 現 I	演習	必	1	
	造 形 表 現 I	演習	必	1	
	言 語 表 現 I	演習	必	1	
	乳 児 保 育 I	講義	必	2	
	乳 児 保 育 II	演習	必	1	
	子 ども の 健 康 と 安 全	演習	必	1	
	障 害 児 保 育 I	演習	必	1	
	障 害 児 保 育 II	演習	必	1	
	社 会 的 養 護 II	演習	必	1	
	子 育 て 支 援	演習	必	1	
	保育実習	保 育 所 実 習	実習	必	2
		施 設 実 習	実習	必	2
保 育 所 実 習 指 導		演習	必	1	
施 設 実 習 指 導		演習	必	1	
総合演習	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習	演習	必	2	
小 計				51	

告示別表2による教科目

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数
保育の本質・目的に関する科目	こ ども 学 概 論	講義	選	2
保育の内容・方法に関する科目	保 育 内 容 総 論 II	演習	選	1
	児 童 館 ・ 放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 機 能 と 運 営	講義	選	2
	児 童 館 ・ 放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 活 動 内 容 と 指 導 法	講義	選	2
	身 体 表 現 II	演習	選	1
	音 楽 表 現 II	演習	選	1
	音 楽 表 現 III	演習	選	1
	造 形 表 現 II	演習	選	1
	造 形 表 現 III	演習	選	1
	言 語 表 現 II	演習	選	1
	ピ ア ノ レ ッ ス ン I	演習	選	1
	ピ ア ノ レ ッ ス ン II	演習	選	1
	ピ ア ノ レ ッ ス ン III	演習	選	1
	ピ ア ノ レ ッ ス ン IV	演習	選	1
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 指 導 法 I	演習	選	1
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 指 導 法 II	演習	選	1
幼 児 体 育 指 導 法	演習	選	1	
保育実習	児 童 館 実 習	実習	選	2
	選 択 実 習	実習	必	2
	選 択 実 習 指 導	演習	必	1
小 計				25

このうち6単位以上を選択必修

独自科目

教職に関する科目	教 育 の 方 法 と 技 術	演習	選	2
	幼 児 理 解 の 理 論 と 方 法	講義	選	1
	教 育 相 談	講義	選	1
	教 育 制 度 論	講義	選	1
教育実習	教 育 実 習 指 導	演習	選	1
	教 育 実 習	実習	選	4
総合表現	総 合 表 現 I	演習	選	2
	総 合 表 現 II	演習	選	2
保育実践	保 育 所 ・ 施 設 実 践	演習	選	1
小 計				15
合 計				109

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数	授業時間数					
人間と社会	人間の理解	人間の理解	講義	必	4	60				
	社会の理解	社会と制度の理解	講義	必	6	90				
	選択	生活の情報処理	演習	} 3科目以上必修	1	30				
		民	法		講義	2	30			
		経	営		学	講義	2	30		
		地	域		福	祉	論	講義	2	30
		表	現		の	技	法	演習	1	30
	小 計				18	300				
介護	介護技術	介護の基本 I	講義	必	6	90				
		介護の基本 II	講義	必	6	90				
		コミュニケーション技術	演習	必	2	60				
		生活支援技術 I	演習	必	3	90				
		生活支援技術 II	演習	必	4	120				
		生活支援技術 III	演習	必	3	90				
		介護過程	講義	必	10	150				
	介護総合演習	演習	必	4	120					
	実習	介護実習 I - 1	実習	必	2	90				
		介護実習 I - 2	実習	} 選択必修	4	180				
介護実習 II - 1		実習	4		180					
介護実習 II - 2		実習	必	4	180					
小 計				52	1440					
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	講義	必	4	60					
	認知症の理解	講義	必	4	60					
	障害の理解	講義	必	4	60					
	こころとからだのしくみ	講義	必	8	120					
小 計				20	300					
医療的ケア	医療的ケア	講義	必	4	60					
小 計				4	60					

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数	授業時間数	
基礎科目	基礎分野	基礎教養	講義	選	2	30
		レクリエーション指導法 I	演習	選	1	30
		レクリエーション指導法 II	演習	選	1	30
		音楽とリトミック	演習	選	1	30
		音楽と生活	演習	選	1	30
		国家試験対策	講義	選	4	60
		小 計				10
合 計				104	2,310	

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数	授業時間数	
人間と社会	人間の理解	人間の理解	講義	必	2	30
		コミュニケーションの基礎	講義	必	4	60
	社会の理解	社会の理解 1	講義	必	4	60
		社会の理解 2	講義	必	2	30
	選択	生活の情報処理	演習	3科目以上必修	1	30
		民法	講義		2	30
		経営学	講義		2	30
		地域福祉	講義		2	30
		表現の技法	演習		1	30
	小 計				20	330
介護	介護技術	介護の基本 1	講義	必	4	60
		介護の基本 2	講義	必	4	60
		介護の基本 3	講義	必	4	60
		コミュニケーション技術	演習	必	2	60
		生活支援技術 1	演習	必	3	90
		生活支援技術 2	演習	必	3	90
		生活支援技術 3	演習	必	2	60
		生活支援技術・点字	演習	必	1	30
		生活支援技術・手話	演習	必	1	30
		介護過程 1	講義	必	6	90
	介護過程 2	講義	必	4	60	
	介護総合演習 1	演習	必	2	60	
	介護総合演習 2	演習	必	2	60	
	実習	介護実習 1 - 1	実習	必	2	90
		介護実習 1 - 2	実習	選択必修	4	180
		介護実習 2 - 1	実習		4	180
介護実習 2 - 2		実習	必	4	180	
小 計				52	1440	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	講義	必	4	60	
	認知症の理解 1	講義	必	2	30	
	認知症の理解 2	講義	必	2	30	
	障害の理解 1	講義	必	2	30	
	障害の理解 2	講義	必	2	30	
	こころとからだのしくみ 1	講義	必	4	60	
	こころとからだのしくみ 2	講義	必	2	30	
	こころとからだのしくみ 3	講義	必	2	30	
小 計				20	300	
医療的ケア	医療的ケア 1	講義	必	2	30	
	医療的ケア 2	講義	必	2	30	
小 計				4	60	

系列	授 業 科 目	授業形態	必修・選択の別	授業単位数	授業時間数	
基礎科目	基礎分野	基礎教養	講義	選	2	30
		レクリエーション指導法Ⅰ	演習	選	1	30
		レクリエーション指導法Ⅱ	演習	選	1	30
		Medicine and nursing	演習	選	1	30
		音楽と生活	演習	選	1	30
		国家試験対策	講義	選	4	60
		小 計				10
合 計				106	2,340	